

泉佐野市水道工事設計施工監理業務委託  
に関する公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 度

泉 佐 野 市 上 下 水 道 局

## 目 次

|    |                                 |    |
|----|---------------------------------|----|
| 1  | 事業目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | 2  |
| 2  | 公募型プロポーザル方式による選定の趣旨・・・・・・・・     | 2  |
| 3  | 委託業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 2  |
| 4  | 応募資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 3  |
| 5  | 実施日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | 4  |
| 6  | 応募申込み手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 5  |
| 7  | 業務提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 6  |
| 8  | 業務提案書等の作成に係る質問の受付等・・・・・・・・      | 9  |
| 9  | プレゼンテーション及び質疑応答の実施・・・・・・・・      | 9  |
| 10 | プロポーザルの審査方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 9  |
| 11 | 評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | 10 |
| 12 | 選定結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 11 |
| 13 | 企画・提案の無効及び失格に関する事項・・・・・・・・      | 11 |
| 14 | 契約締結までに参加資格を喪失した場合・・・・・・・・      | 11 |
| 15 | 最終受託候補者が参加資格を喪失した場合又は失格となった場合・・ | 11 |
| 16 | 問合せ先及び担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | 11 |

## 1 事業目的

泉佐野市上下水道局（以下「甲」という。）による水道事業において、泉佐野市水道工事設計施工監理業務（以下「本業務」という。）を委託することにより、水道老朽管路の更新及び耐震化工事のスピードアップを図り、災害に強い安定した水道事業の向上を目的とする。

また、公共下水道布設工事に伴う水道管移設復元工事の設計、施工監理を委託することにより、本市下水道普及率の向上を目指すものである。

さらに、突発的な漏水事故等に対し、漏水周辺現場状況の確認、漏水箇所の調査（推定）、修繕方法を提案することにより、水道管漏水を原因とする災害の防止、早期復旧を目的とする。

## 2 公募型プロポーザル方式による選定の趣旨

本業務の施行にあたり、前述の目的を達成するために、泉佐野市入札参加資格登録者名簿に登録されている事業者の中から、価格に対する評価のみならず、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を総合的に評価し選定する方法である公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定を行うものである。

## 3 委託業務概要

### （１）委託業務名

泉佐野市水道工事設計施工監理業務委託

### （２）業務執行場所

泉佐野市給水区域内

### （３）業務時間

原則として、平日午前８時４５分から午後５時１５分までとする

ただし、業務上必要な場合は、上記に掲げる業務時間を超えて業務を行わなければならない。さらに、業務の特質から夜間業務となる場合もある。

### （４）業務委託の内容

泉佐野市水道工事設計施工監理業務委託仕様書に示す通りとする。

### （５）委託業務の範囲

- ①設計積算業務
- ②施工監理業務
- ③制水弁操作業務
- ④維持管理業務
- ⑤その他関連業務

予算・決算等に係る資料作成等、当該委託に関連する業務

### （６）委託期間

委託期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

### （７）本業務に係る委託料の上限額（全体業務予定価格）

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 総額      | 212,290,000 円（消費税除く） |
| 内訳（その１） | 87,140,000 円（消費税除く）  |
| （その２）   | 106,070,000 円（消費税除く） |

※（その１）は水道老朽管路の更新及び耐震化工事、（その２）は公共下水道布設工事に伴う水道管移設復元工事、維持管理は突発的な漏水事故等への対応を行うもの。

※提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

#### （８）提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税除く）を積算して提出すること。提案見積金額は、別に定める提案見積書に明記して提出すること。

#### ４ 応募資格要件

参加者は単独企業又は２社までの企業により構成される共同企業体とする。

共同企業体で参加する場合は、代表企業が参加表明書等を提出し、代表企業及び構成員の企業名並びに業務種別を明確にすること。なお、参加者である単独企業及び共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員と重複して参加することはできない。また、参加表明書の提出後の共同企業体の変更は一切認めない。

さらに、共同企業体を含む参加者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- （１）設計業務、積算業務、施工監理業務、並びに制水弁操作業務のそれぞれについて、国、地方公共団体又はこれに準ずる発注機関の受注実績を有するものとする。この受注実績とは、国、地方公共団体又はこれに準ずる発注機関が管理する導水管、送水管、配水管布設工事に伴う設計、積算、施工監理並びに、洗管作業（断水、充水、通水）を伴う制水弁操作業務を受注した実績をいう。
- （２）Ａ～Ｄの技術者等に関して、以下に掲げる資格要件等を有する者を委託期間中、本業務に従事させることが可能であり、さらに、ＡからＤの技術員は最低３名常駐する必要がある。

##### Ａ 管理技術者

発注者との窓口となり、業務全体を統括する管理技術者は、泉佐野市上下水道局に必ずしも常駐する必要は無いが、①～⑤の内いずれか一つの要件を満たし、参加表明書提出時点において受託者と直接的な雇用関係にあること。

① 技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門）② １級土木施工管理技士

③ ＲＣＣＭ（上水道及び工業用水道部門）

④ 水道法第１２条の布設工事の監督員の経験を５年以上有する者⑤ 公共工事の発注者として技術経験を５年以上有する者

##### Ｂ 現場技術員

仕様書等に定められた事項を適切に管理運営するために、泉佐野市上下水道局に常駐する技術員を配置する。現場技術員の資格は上記Ａの管理技術者の①から⑤の要件を満たす者又は、次の①または②の要件を満たす者。

① ２級土木施工管理技士以上

② 国、地方公共団体又はこれに準ずる発注機関等の土木に係る設計、測量に従事した経験が３年以上又は、上水道（工業用水道含む）の管路の施工監理業務（補助業

務含む)に従事した実績を1年以上有する者

C 制水弁操作員

泉佐野市上下水道局に必ずしも常駐する必要は無いが、次の①を満たす者。なお、制水弁操作員は、下記の現場主任技術員または上記の現場技術員がこの条件を満たしていれば兼任できるものとする。

① 上水道又は工業用水道の導水管、送水管、配水管路施設の洗管作業（断水・充水・通水）に1年以上従事した業務経験を有する者

D 現場主任技術員

上記 B の現場技術員の中から仕様書等に定められた事項を適切に管理運営するための現場主任技術員を選任する。現場主任技術員は、現場技術員及び制水弁操作員を統括し、指揮、監督すること。現場主任技術員の資格は現場技術員の資格の他、次の①の要件を満たす者。

① 参加表明書提出時点において受託者と直接的雇用関係にある者

(3) 泉佐野市入札参加資格者登録名簿において、市内業者にあつては半年、市外業者にあつては1年以上継続して登録している者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 参加表明書提出日から契約までの間に、泉佐野市入札参加者資格停止要綱に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(7) 国税及び地方税に未納がない者であること。(参加表明書の提出日から3ヶ月以内の証明書に限る。)

(8) 個人情報の漏洩、滅失、き損、又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

注) 上記 (2) (3) に示す年数は、参加表明書提出時点における受託実績及び実務経験年数を表す。

5 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

(1) 募集要領配布

令和8年9月2日(水)～令和8年9月25日(金)まで

(2) 参加表明書及び資格確認書類の受付

令和8年9月7日(月)～令和8年9月25日(金)まで

(3) 参加資格確認通知

令和8年10月2日(金) 予定

(4) 業務提案書等に関する質問受付

令和8年10月2日(金)～令和8年10月8日(木)まで

(5) 質問に対する回答

令和8年10月14日(水)

(6) 業務提案書等の提出

令和8年10月19日(月)～令和8年10月23日(金)まで

(7) プレゼンテーション

令和8年10月29日(木)

(8) 最終受託候補者の決定及び通知

令和8年11月上旬

(9) 契約締結予定時期

令和9年4月1日(木)

(10) 業務開始

令和9年4月1日(木)

※注意点

- ① 提出期限における受付時間は、いずれも平日の午前9時30分から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時の間は除く。
- ② 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。
- ③ 日時については変更する場合がある。

6 応募申込み手続き等

(1) 実施要領・仕様書等の配布は次のとおりとする。

泉佐野市上下水道局のホームページからダウンロードして取得すること。

(2) 参加表明書(第1号様式)に必要な書類を添付のうえ、提出期限までに提出すること。

(3) 提出書類

① 参加表明書(第1号様式)

※共同企業体の場合は第1-1号様式を提出すること。

② 国税及び地方税に未納がないことを証明できる書類(参加表明書の提出日から過去3ヶ月以内の証明書に限る。写し可。)

③ 業務受託実績表(第2号様式)

④ 守秘義務に関する誓約書(第3号様式)

⑤ 当該業務受託実績等の確認ができる書類(契約書の写し、仕様書・完了している場合は、完了検査結果通知等を含む)を添付すること

⑥ 参加表明書提出時点で配置予定の上記A～Dの技術者資格を有することを証明できる書類

⑦ 管理技術者及び現場主任技術員については、直接的雇用関係を証明するもの(住民税特別徴収税額通知書の写しや雇用証明書など)

(4) 参加表明書及び資格確認書類の提出期限

令和8年9月7日(月)～令和8年9月25日(金)午後4時までとする。ただし正午から午後1時の間は除く。

(5) 提出先

泉佐野市 上下水道局 水道工務課 工務係

(6) 提出方法

持参のみとする。(郵送やFAXでの提出は認めない。)

(7) 応募申込の無効

- ① 第1号様式の参加表明書を活用せず、申込を行った場合は無効とする。
- ② 参加表明書に社印が押印されていない場合は無効とする。

(8) 参加資格確認の通知

参加資格の確認の結果を参加資格確認通知書(第4号様式)により通知する。

(9) 留意事項

参加表明書及び資格確認書類は市において処分する。

7 業務提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。提出する業務提案書等について枚数に制限は設けない。

(1) 提出期限

令和8年10月19日(月)～令和8年10月23日(金)午後4時までとする。

ただし、正午から午後1時の間は除く。

(2) 提出場所

泉佐野市 上下水道局 水道工務課 工務係

(3) 提出方法

当該事業者による持参のみとする。(郵送、電子媒体、FAXでの提出は認めない。)

(4) 提出部数

① 業務提案書

正本1部、副本7部

※副本の表紙及び企画提案様式書類には、参加者名(会社名等)を記載しないこと。

② 提案見積書(第5号様式)

1部

③ プレゼンテーション及び質疑応答出席者報告書(第6号様式)

1部

(5) 業務提案書の記載項目

業務提案書を作成するに当たっては業務委託仕様書に記載されている内容等を十分に反映させることが基本となるので、内容等をよく確認して作成すること。

業務提案書の記載内容は以下の章立てに沿って作成すること。

① 業務実施体制計画書

- ・適正に業務が実施できる体制や指揮命令系統並びに各業務における担当技術者の人員配置(人数)等が分かるもの。
- ・工事期間において輻輳する各業務への現実性のある行動計画が分かるもの

② 業務実績(その1)

- ・過去10年以内の受託業務において、応募資格に示すそれぞれの業務の履行実績を確認できるテクリスカルテ又は契約書(写し)。ただし、業務内容が確認できない場合は、仕

様書等を添付すること。

③ 業務実績（その２）

- ・配置予定管理技術者調書（保有資格一覧表・経歴書）（任意書式）
- ・添付資料  
直接雇用関係にあることを示すもの  
要件を満たしていることを証明する書類（資格証の写し、経歴書等）

④ 業務実績（その３）（設計積算業務に係るもの）

- ・配置予定技術者調書（保有資格一覧表・経歴書）（任意書式）
- ・添付資料  
要件を満たしていることを証明する書類（資格証の写し、経歴書等）  
現場主任技術員となる場合、直接雇用関係にあることを示すもの

⑤ 業務実績（その４）（施工監理業務に係るもの）

- ・配置予定技術者調書（保有資格一覧表・経歴書）（任意書式）
- ・添付資料  
要件を満たしていることを証明する書類（資格証の写し、経歴書等）  
現場主任技術員となる場合、直接雇用関係にあることを示すもの

⑥ 業務実績（その５）（制水弁操作業務に係るもの）

- ・配置予定技術者調書（保有資格一覧表・経歴書）（任意書式）
- ・添付資料  
要件を満たしていることを証明する書類（資格証の写し、経歴書等）  
現場主任技術員となる場合、直接雇用関係にあることを示すもの

⑦ 業務実績（その６）（維持管理業務に係るもの）

- ・配置予定技術者調書（保有資格一覧表・経歴書）（任意書式）
- ・添付資料  
要件を満たしていることを証明する書類（資格証の写し、経歴書等）  
現場主任技術員となる場合、直接雇用関係にあることを示すもの

⑧ 業務提案書（その１）

- ・設計、積算に関する提案書  
施工性に関する提案や将来の維持管理への提案

⑨ 業務提案書（その２）

- ・施工監理に関する提案書  
事故発生時の対応や施工業者への指導、管理についての提案

⑩ 業務提案書（その３）

- ・制水弁操作に関する提案書  
作業計画が安全で適切に実施できる提案やトラブル発生時の迅速かつ円滑な対応力、機動力、バックアップ体制についての提案

⑪ 業務提案書（その４）

- ・維持管理に関する提案書

突発的な漏水事故等に対し、適切に実施できる提案や早急な修繕方法の提案

⑫ 危機管理体制

- ・危機管理に関する提案書

プライバシーマークや、ISO27001/ISMS について第3者による公的認証の有無、社内規定（個人情報、情報セキュリティ）の有無、情報セキュリティ研修の実績の有無

（6） 業務提案書の作成形態

- ① 業務提案書の表紙には業務提案書（第7号様式）を使用し、事業者名、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、頁の最初に目次を付け、各頁に番号を記入し提出部数ごとに綴り提出すること。

- ② 業務提案書等の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで（図表等でA3版がある場合は折りこんで綴ること）作成し、正本1部（第7号様式－①）、副本7部（第7号様式－②）を提出すること。なお、副本の表紙及び企画提案様式書類には、参加者名（会社名等）を記載してはいけない。

提出する業務提案書等について枚数に制限は設けない。

（7） 注意事項

- ① 業務提案書の表紙（正本分）以外に事業者名は記載しないこと。また、業務提案書の内容に金額は記載しないこと。
- ② 業務提案書作成に当たり知り得た当市の業務に係わる一切の情報は、プロポーザル終了後も含めて第三者に開示又は漏洩してはならない。
- ③ プレゼンテーション実施の順番は、業務提案書提出時に到着順に引いたくじにより決定する。（プレゼンテーション実施日時については別途通知する。）

（8） 提案見積書

- ① 提案見積書（第5号様式）には、積算内訳書（第5号様式）を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんし、割印を押したうえで、1部提出すること。
- ② 提案見積書、提案見積に係る積算内訳書は指定の様式を必ず使用すること。それ以外の様式による提出の場合は無効とする。
- ③ 提案見積書の内容が不適正と思われる場合、市が判断した場合は、個別にヒアリングを行い、場合によっては無効とする。

（9） 提案書類の取扱い等

- ① 提案に要する一切の費用は参加事業者の負担とする。また、提出された提案書等の返却は行わない。
- ② 提出された提案書等の著作権は、各提案事業者に帰属するが、本市が審査等の為に必要な範囲において使用できるものとする。
- ③ 提出された提案書は市において処分する。

8 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- （1） 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル方式参加に関する質問書（第8号様

式)により質問内容をFAX(072-467-1801)で提出すること。

\*FAX送信後には必ず確認の電話連絡(電話番号072-467-2800)をすること。

(2) 質問受付期間

令和8年10月2日(金)~令和8年10月8日(木)午後4時までとする。

(3) 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとする。なお、質問に対する回答は、質問者のみに、令和8年10月14日(水)午後4時までにFAXにて行う。

9 プレゼンテーション及び質疑応答の実施

業務提案書等が提出された後、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション参加要請書(第9号様式)により通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーション、質疑応答の時間配分等はプレゼンテーション参加要請書により通知する。

(3) 実施方法

プレゼンテーションの実施は自由形式とする。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことができる。プレゼンテーションで使用する機器のうち電源及びスクリーン以外は、参加事業者において用意すること。(電源・スクリーンは上下水道局で準備する。)

(4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している3名までとする。出席者の役職、氏名を業務提案書提出時に届け出ること。

(6) 留意事項

① プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。

② 出席者に変更が生じた場合は、事前に届けること。

③ 指定日以外のプレゼンテーションは認めないものとし、欠席の場合は、本件プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。ただし、交通機関等の事故等やむを得ない理由で出席できない場合は速やかに事務局に連絡すること。

④ プレゼンテーションの内容は提出した業務提案書に記載されているもののみとし、新たな提案等を加えること及びその他の追加資料等の提出及び説明はできないものとする。

10 プロポーザルの審査方法等

(1) 受託候補者の選定及び決定

① 受託候補者の選定に関する評価は、公平性及び透明性を確保し客観的な評価を行うため、泉佐野市水道工事設計施工監理業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)で行う。

② 審査委員のうちから選出された採点委員により、厳正に技術評価の採点を行い、審査委員会が最終的に優先交渉者(以下「受託候補者」という。)として選定する。

③ 参加者が多数の場合は、審査委員による書面審査(1次審査)を実施し、上位5者がプレ

ゼンテーション審査（２次審査）へ参加できるものとする。

④ 審査委員会がする審議は非公開とする。

(2) 業務提案書の評価方法

採点委員は、評価基準に基づき、それぞれの参加事業者の業務提案書の各項目につき評価及び採点を行い、技術評価点を算出し提案見積書による価格評価点を加えて総合点を算出し審査委員会へ報告する。

(3) 最終受託候補者の決定方法

審査委員会は採点委員が算出した合計評価点を精査し、合計評価点が最も高い者を最終受託候補者として選定する。

なお、合計評価点の最も高い者が複数ある場合は、次の順序により決定するものとし、それでも決定しない場合はくじによるものとする。

① 技術評価の配点合計が高い者

② 技術評価点配分表のうち、業務提案に関する企画・提案の評価が高い者

1 1 評価基準

業務提案書の内容及びプレゼンテーション等の内容により次の各評価の項目ごとに採点し、100 点満点の内、60 点以上を獲得し、かつ評価点の一番高い参加事業者を最終受託候補者とする。総合計 60 点未満の評価を受けた参加事業者は失格とする。

① 業務実施体制 10 点

② 業務実績（その１）過去 10 年間の同種業務の実績 5 点

③ 業務実績（その２）管理技術者に関する資格・実績 5 点

④ 業務実績（その３）担当技術者（設計積算）に関する実績 5 点

⑤ 業務実績（その４）担当技術者（施工監理）に関する実績 5 点

⑥ 業務実績（その５）担当技術者（制水弁等操作）に関する実績 5 点

⑦ 業務実績（その６）担当技術者（維持管理）に関する実績 5 点

⑧ 業務提案（その１）設計・積算に関すること 10 点

⑨ 業務提案（その２）施工監理に関すること 5 点

⑩ 業務提案（その３）制水弁等操作に関すること 5 点

⑪ 業務提案（その４）維持管理に関すること 5 点

⑫ 危機管理体制 10 点

⑬ 提案見積書 25 点

総合計 100 点

1 2 選定結果の通知

(1) 最終受託候補者に決定した事業者には、評価結果通知書（第 10 号様式）及び審査結果一覧を送付する。

(2) 最終受託候補者に選定されなかった事業者には、プロポーザル非選定結果通知書（第 11 号様式）及び審査結果一覧を送付する。

(3) 選定結果に対する一切の異議申し立ては出来ないものとする。

(4) 選定されなかった事業者は、結果通知日より起算して15日以内に限り、非選定結果について書面により説明を求めることができる。提出方法は、持参、郵送又はFAXのみ受付ける。

(様式は問わないが期限内に必着のこと。)ただし、当該事業者の合計評価点の内訳に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の事業者に関する説明要求は認めないものとする。

(5) 契約締結後、泉佐野市ホームページにおいて公表する

### 1.3 企画・提案の無効及び失格に関する事項

(1) 提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、当該参加事業者は失格とする。

(2) プロポーザルにおいて、契約締結までに参加事業者の提出書類、参加資格等に虚偽の記載があることが判明した場合は、提出書類は無効とし、当該参加事業者は失格とする。

(3) 適正な競争を妨げる目的を持って談合したことが認められる場合、当該参加事業者は失格とする。

(4) 他の参加事業者に対する妨害行為、あるいは選定にかかる市職員への職務執行妨害にあたる行為を行った場合、当該参加事業者は失格とする。

(5) 提案見積金額が、本業務に係る委託料の上限額を超えた場合、当該参加事業者は失格とする。

### 1.4 契約締結までに参加資格を喪失した場合

(1) 当該参加事業者は、速やかにその事実を上下水道局水道工務課工務係まで届け出なければならない。

(2) 参加資格を喪失した事業者は失格とする。

### 1.5 最終受託候補者が参加資格を喪失した場合又は失格となった場合

最終受託候補者が資格喪失又は失格となった場合は、次に合計評価点が高い参加事業者を最終受託候補者とし契約についての協議をする。

### 1.6 その他

(1) 本業務は令和9年度予算が成立し、支出負担行為計画示達となされることを条件とした公募型プロポーザルであり、当該業務にかかる令和9年度支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(2) 予算成立の事情により、本業務の契約日を変更する場合や、取りやめる場合があります。

(3) 本業務の期間終了後から令和14年3月31日までの間は、それぞれの契約前年度の履行が業務提案書の通り、良好と認められること、かつ当該業務に係る予算が成立し、予算配当となされることを条件としたうえで、単年度ごとの随意契約を締結する予定とする。

### 1.7 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当及び書類提出先

〒598-0021 泉佐野市日根野1928番地

泉佐野市上下水道局 水道工務課 工務係 担当 行武

(2) 電 話 0 7 2 - 4 6 7 - 2 8 0 0

(3) F A X 0 7 2 - 4 6 7 - 1 8 0 1